

第 2 部 会 長 専 決 処 分 結 果

(令和元年 7 月 4 日～令和 2 年 6 月 3 0 日)

○ 令和元年度第 1 回審議会（令和元年 7 月 4 日）後の指定

指定回数	書 籍	雑 誌	ビデオテープ	ゲームソフト	合 計
2 回	0 冊	2 冊	0 本	0 本	2 冊

(内訳)

指 定 理 由	図 書 名	号 別	発 行 所 等
犯罪を誘発するおそれがあるため	実話時代	R1.8 月 ～ R1.9 月号 (2 冊)	三和出版 (株)

【愛知県青少年保護育成審議会運営要領（抜粋）】

2 第 2 部会長にかかる専決処分の承認

知事からの諮問事項を効果的・迅速的に審議するため、別に定める認定基準の範囲内で、かつ下記事項に関しては「第 2 部会長の決議を審議会の決議とする」ことを承認する。但し、部会長は次に開催される全体会議に報告しなければならない。

記

過去に 2 回以上有害指定された

- ア 定期刊行図書と図書名及び発行所が同一のものを指定するとき。
- イ 図書類の発行所が発行する図書類（定期刊行図書を除く。）で過去に有害指定された図書類と類似の内容を有するものを指定するとき。
- ウ 図書類の制作者、企画者又は編集者のいずれかが同一で過去に有害指定された図書類と類似の内容を有するものを指定するとき。

【愛知県青少年保護育成条例（抜粋）】

第六条 知事は、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の映像若しくは音声が記録されている物（以下「図書類」という。）の内容が次の各号のいずれかに該当するため、これを青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類の全部又は一部を有害図書類として指定することができる。

- 一 著しく性的感情を刺激するものであること。
- 二 著しく残虐性を有するものであること。
- 三 自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるものであること。

【愛知県青少年保護育成条例の指定等に関する認定基準（抜粋）】

2 有害図書類の認定基準

(1) 著しく性的感情を刺激するもの

- ア 性行為に至るまでの方法、過程、所作、感情を過度に描写、表現したもの。
- イ 描写、表現が露骨に性行為を連想させ、著しく低劣いんわいであるもの。
- ウ 一般に隠すべき習慣として認められる男女の肉体の一部を劣情刺激的に描写、表現したもの。

(2) 著しく残虐性を有するもの

- ア 殺人、傷害、暴行を陰惨な表現をもって描写、表現したもの。
- イ 私刑、ごう問を刺激的に描写、表現したもの。

(3) 自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるもの。

- ア 自殺又は犯罪の手段、方法を詳細又は刺激的に描写、表現したもの。
- イ 暴力団、暴走族等社会道徳や刑罰法令に反する行為を行う団体を賛美し、又はその構成員を英雄視したもの。